

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2021 夏号

2021年7月発行 第103号



## ご挨拶

1 第204回通常国会が去る6月16日閉会しました。政府提出の61本の法案が可決成立しましたが、重要な政策課題でありましたデジタル社会の形成に向けた「デジタル社会形成基本法」「デジタル庁設置法」はじめデジタル改革関連法が成立しました。

その関連法のあらましを概観しますと、個人情報関係3法が1本の個人情報保護法に統合され、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールが設定されることになりました。また、地方公共団体の指定した郵便局において、戸籍・除籍謄本や住民票、印鑑登録証明書など電子証明書の発行・更新が可能となり、住民基本台帳法が一部改正され、マイナンバーカード所持者による転出・転入手続のワンストップ化が図られることになり、マイナンバーカードの発行・運営体制が抜本的に強化されることになりました。国民の利便性の向上及び負担の軽減を図るため、押印・書面の見直しがなされました。預貯金についても、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて、預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度が創設されることになりました。

これらの制度改正については、基本法、デジタル庁設置法は来る9月1日から施行されますが、デジタル改革関連法については施行期日が各々の法律によって異なりますので、本ニュースで、順次、その詳細な内容と施行日について解説していきたいと存じます。

2 デジタル改革関連法のほか、事業活動や国民生活に重要な関わりがあると思われる法律としては、前号で解説いたしました「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」も成立し、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能にする特例が去る6月16日より施行されました。なお、コーポレートガバナンス・コードも改訂され、6月11日から施行されました。その内容は本号で詳細に解説していますのでご高覧下さい。

所有者不明土地の解消に向けた「民法等の一部を改正する法律」「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。その内容については本ニュースで、順次、詳細に解説しております。

少年法が改正され、18歳、19歳を「特定少年」として成年と同様の刑事手続をとる検察官送致の対象犯罪を拡大する改正がなされ、18歳以上を成年とする改正民法と同様、来年4月1日から施行されることになりました。

プラスチックゴミの弊害が社会問題化していますが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も成立しました。

3 当事務所に新たに八木良一弁護士、土肥俊樹弁護士を迎えました。また、パナソニック株式会社に出向しておりました大口敬弁護士が事務所に復帰しました。各弁護士のご挨拶は2頁以降に掲載していますが、経験豊富で識見に富んだ諸氏でありますので、何とぞご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。更に、新澤純弁護士が去る7月1日から当事務所の海外留学支援制度に基づき米国に留学いたしました。また、丸山悠弁護士が6月30日をもって退所いたしました。両名のご挨拶は4頁に掲載しております。何卒よろしくお願い申し上げます。

会長弁護士 中務 嗣治郎

## 入所のご挨拶



弁護士

八木 良一  
(やぎ・りょういち)

<学歴>

1974年3月  
大阪大学法学部卒業

<主な経歴>

1976年4月  
最高裁判所研修所修了(28期)  
同月  
東京地裁判事補  
1978年6月  
在外特別研究員として西ドイツの裁判所に留学  
1979年6月  
帰国  
1980年4月  
那覇地裁判事補  
1982年4月  
大阪地裁判事補(2民・行政部)  
1985年4月  
広島法務局訟務部付検事  
1988年4月  
大阪地裁判事(4民・当時の人事部)  
1991年4月  
最高裁判調査官  
1996年7月  
大阪地裁判事  
(7民・行政部・部総括)  
2000年4月  
京都地裁判事  
(3民・行政部・部総括)  
2004年4月  
大阪高裁判事  
2009年1月  
旭川地家裁所長  
2010年7月  
大阪高裁判事(部総括)  
2013年11月  
大阪高裁判事(部総括)退職  
同年12月  
神戸公証センター公証人  
2021年2月  
公証人退職  
同年4月  
弁護士登録

<所属学会>

日本民事訴訟法学会

私は、1976年4月に裁判官に任官し、その後、大阪を中心に各地を転勤し、2013年の11月に裁判官を退官して神戸の公証人になり、本年2月に公証人を退官し、縁あって本事務所で弁護士として勤務させていただくことになりました。

私は、裁判官時代、大阪地高裁以外は、那覇、広島(訟務検事)、東京(地裁、最高裁調査官)、京都、旭川の各裁判所に勤務しました。初任の東京地裁以外は民事担当で、訟務検事も含め、行政事件を担当したことが比較的多かったと思います。当時は、住民訴訟が多く、その他租税事件や様々な行政処分を取り消し訴訟も担当しました。また、任官3年目で1年間当時の西ドイツの裁判所(ピースバーデンの地裁)に留学する機会を得ました。むろん、東西ドイツの壁(厳重な国境)も、ベルリンの壁もある時代で、今から思えば西ドイツがその繁栄を謳歌していたころで、裁判所でも多くの裁判官や職員がどんどん休暇をとってヨーロッパ、アジア、アフリカ等まで旅行しており、裁判所内も相当に余裕がある雰囲気が感じられ、羨ましく思いました。また、彼地の美しい街並みや裁判所の事件処理の様子を見て、西ドイツの建築規制や不動産の制度、特に登記制度や訴訟費用の運用に興味をもちました。楽しく且つ思い出深い1年になりました(その拙い感想を書いたのが「西ドイツにおける民事裁判実務の一端」判例タイムズ503号25頁以下です)。最高裁調査官のときは、現在の民訴法での処理とは異なり、不受理決定はなく、各上告事件について、上告理由だけではなく、原判決に実体法上の問題点がないかまでを含めて一生懸命問題点を調査して報告書を作成し、処理する毎日でした。通常の民事事件でも一定程度の職権による破棄がありました。担当事件で、最高裁判例になり、判例解説を書いたのは6件です。公証人時代は、遺言、離婚給付、任意後見等の各種契約や銀行の貸金庫の内容物の確認等の公正証書の作成に忙殺されました。その際、気になったのが、嘱託人の本人確認手段の一つとして、印鑑証明書の提出と実印の持参押捺のみで確認する扱いで、顔写真付の身分証明書等がないままで良いのか、という点です。これについては、2016年12月発行の公証法学第46号29頁以下に「公証実務における本人確認」と題する論考を書きました。その後、積水ハウスの55億円詐取事件や金融機関・行政手続でのハンコ(印章)の廃止の問題が話題になりました。

私は、任官から一貫して、民事裁判では、裁判官は、当事者の主張を要件事実(租税であれば課税要件事実)によつて的確に整理することが肝要で、どの事件でもまずそこから出発しなければならないと考えています。このスタンスは、判決が現在のような様式になり、主張整理が現在のように争点整理手続きと言われるようになった後も、全く変わりません。若いころ訴訟承継を要件事実で整理した論考が「当事者の死亡による当然承継」(民事訴訟法雑誌31号・1985年32頁以下)で、学説・教科書と実務とがやや異なると感じていたいわゆる複数請求訴訟に関し、要件事実重視の立場から実務の紹介と解説を試みた論考が日本評論社「実務民事訴訟法講座(第3期)第2巻153頁以下の「複数請求訴訟」(2014年2月)です。

私も老齢となり、世の中のグローバル化、IT化に遅れるようになり、おまけに近時は基本法も含めて様々な法改正が頻繁にされています。現在、家では家内の指南で料理特訓中ですが、弁護士としての法的スキルも特訓し、適正でクライアントにとって最良となる弁護士業務を心がけたいと思いますので、くれぐれも宜しく願いいたします。

(著書・論文)

- 1 「西ドイツにおける民事裁判実務の一端」判例タイムズ503号(1983年10月)25頁以下
- 2 「当事者の死亡による当然承継」民事訴訟法雑誌31号(1985年)32頁以下
- 3 現代裁判法大系28(新日本法規)・住民訴訟(1999年1月)「訴えの変更と被告の変更」10頁以下
- 4 実務民事訴訟法講座・第3期(日本評論社)第2巻(2014年2月)「複数請求訴訟」153頁以下
- 5 「公証実務における本人確認」公証法学第46号(2016年12月)29頁以下

6 最高裁判例解説・民事篇

- ア 最高裁平成5年3月30日判決民集47巻4号3300頁の判例解説
- イ 最高裁平成5年11月11日判決民集47巻9号5255頁の判例解説
- ウ 最高裁平成7年1月20日判決民集49巻1号1頁の判例解説
- エ 最高裁平成7年3月23日判決民集49巻3号984頁の判例解説
- オ 最高裁平成7年4月14日判決民集49巻4号1063頁の判例解説
- カ 最高裁平成8年3月19日判決民集50巻3号615頁の判例解説

## 入所のご挨拶



弁護士

土肥 俊樹  
(どい・としき)

<出身大学>  
東京大学法学部  
東京大学法科大学院  
(司法試験合格により退学)  
<経歴>  
2019年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(72期)  
第一東京弁護士会登録  
アンダーソン・毛利・友常法律  
事務所入所  
2021年7月  
弁護士法人中央総合法律事  
務所入所  
<取扱業務>  
民事法務、商事法務、会社法務

拝啓 皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、令和3年7月より、中央総合法律事務所（東京事務所）にて新たに執務させていただくことになりました、土肥俊樹と申します。

私は、令和元年12月に弁護士登録をした後、約1年半の間、アンダーソン・毛利・友常法律事務所にて執務をして参りました。前事務所では、主に上場会社による証券発行のサポートを執務の中心とし、開示書類や契約書などの関係書類の作成・レビューに従事しておりました。その他、M&Aに伴う法務DDや、企業間取引をめぐる紛争を経験するとともに、企業がビジネスを遂行する上で直面する各種法規制（個人情報保護法、資金決済法、外為法など）に関するリサーチ業務にも積極的に取り組んで参りました。

弁護士2年目の若輩者ではございますが、法的な知見を深めることはもちろん、依頼者の皆様と同じ目線に立ち、想像力をもって職務に取り組むことも大切なことと考えております。今後は、前事務所での経験を活かしつつも、当事務所とのご縁を頂くことができた喜びを胸に、向学心と好奇心を忘れることなく、依頼者の皆様に信頼していただけるよう、より一層の研鑽を重ね、精進して参る所存です。

未熟者ではございますが、依頼者の皆様にご満足いただけるリーガルサービスを提供できるよう、誠心誠意取り組んで参る所存です。ご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

## 事務所復帰のご挨拶



弁護士

大口 敬  
(おおぐち・たかし)

<学歴>  
私立聖光学院高等学校  
京都大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>  
2014年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(67期)  
2015年1月  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所  
2019年3月  
パナソニック株式会社出向  
2021年7月  
弁護士法人中央総合法律  
事務所復帰

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

2019年3月より、パナソニック株式会社に出向し勤務しておりましたが、本年6月30日をもって出向期間を終え、本年7月1日より当事務所に復帰いたしました。

パナソニック株式会社では、EVに搭載する車載電池の事業を担当する課に配属され、法務部員の一人として、車載電池事業に関するトヨタ自動車株式会社との合弁会社の設立に係る各種対応（各国への企業結合届出、会社分割手続といった手続回りに社内規程や契約書の整備まで）や自動車メーカーやサプライヤーとの間のビジネスの支援を行ってまいりました。

最近ではEV関連のニュースを見ない日はないといっているほど、車載電池を取り巻く環境は日々ダイナミックに変化しております。その最前線に立つ人々の間近で仕事をさせていただき、環境の変化に柔軟に対応するための契約や交渉の方法、組織の制度をともに模索し、また様々なレベルでの意思決定に関与させていただけたことは、企業法務に携わる弁護士として非常に貴重な経験となりました。

また、成熟した会社と立上直後の新会社の双方に深く携わらせていただき、そして日本を代表する製造業2社のそれぞれの仕事の進め方が合弁会社を通じて交わる中に身を置かせていただいたことで、会社の段階や規模、ポリシーに応じてどのような支援を必要とされているか、ビジネスの現場の方々の顔が見えてきたように思います。

これまでも弁護士として依頼者の皆様から様々なご相談をいただく都度、皆様のニーズを読み解きながらアドバイスを提供するよう努めてまいりましたが、企業の中に入り、組織の一員として法務支援をさせていただいたことで、そのニーズの把握にはビジネスとその組織への理解が重要であることを改めて実感として持つことができました。

今後はこの経験を活かし、ビジネスと組織をより理解し、ビジネスに携わる皆様に寄り添った法的サービスを提供できればと考えておりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



## 海外留学のご挨拶

弁護士 新澤 純

弁護士

新澤 純  
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

この度、弊所の海外留学支援制度に基づき、令和3年(2021年)7月1日より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の1年間のLL.M.プログラムに留学させて頂くことになりました。私は、平成29年(2017年)1月に入所し、これまで4年6か月勤務させて頂いておりました。金融機関での定例相談や事業会社の海外進出支援の仕事などを担当させて頂くうちに、自分自身が海外の法制度(金融規制や個人情報保護法規制等)をきちんと理解でき、英語での会話や英文契約の読解などに不自由がなくなれば、既存の依頼者の皆様やこれから海外進出を検討されている新しい依頼者の皆様に対して、より一層充実した法的サービスが提供できるのではないかと考えるようになり、留学を希望しておりました。

私は、1年間のUCLAのLL.M.プログラム(米国以外で法学の単位を取得している者が入学する1年間のコースです)を修了した後は、米国又はアジア圏の法律事務所又は企業で研修を行うことを予定しており、弊所に復帰するのは2年後の2023年夏頃を予定しております。

現在案件を担当させて頂いている依頼者の皆様に対してはご迷惑をお掛けすることとなりますが、このような貴重な機会を頂いたことに強く感謝しつつ、帰国後に、依頼者の皆様にしっかりと貢献することができるよう、一生懸命勉強して参りたいと考えております。

## 退所のご挨拶

弁護士 丸山 悠

拝啓 盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年6月末日をもって、当事務所を退所することとなりました。2018年1月の入所以来、皆様方から様々なご依頼をいただき、多くを学ばせていただいた貴重な3年半となりました。これまでご厚誼いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

本年1月発行の新春号にて、「節目となる4年目は、公私ともに挑戦の1年にしたい」と述べさせていただきました。この1年、弁護士業としては新たなステージへ、私生活の面では結婚し、まさに「挑戦」という言葉がふさわしいのではないかと思います。環境の変化に戸惑いを感じながらも、これから起きることのすべてが大変楽しみとなっています。

世間は狭く、とりわけ法務の世界はその傾向が顕著だと感じています。また皆様方とお会いできた際は、ぜひご指導ご鞭撻をいただければ大変幸甚です。

末筆ながら、皆様方のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬具

### 【セミナー・ウェビナー・メールマガジンのご案内】

当事務所では金融分野を中心に各種セミナーやウェビナーを随時開催しており、詳細については当事務所ホームページに掲載しております。ご興味のある方は是非、一度、当事務所ホームページをご高覧ください。

(中央総合法律事務所ホームページ <https://www.clo.jp/>)

トップページ中程の最新ニュースより「**セミナー**」ボタンを押下していただくと今後予定されている各種セミナーの一覧をご覧頂けます。

また、2020年4月よりメールマガジンの配信もはじめました。

こちらも当事務所ホームページよりトップページ右上の「**法律コラム**」タブを押下していただくと各種法律コラムとメルマガ一覧をご覧頂けます。

配信希望の方はメールアドレス([clo\\_ml.touroku@clo.gr.jp](mailto:clo_ml.touroku@clo.gr.jp))から「件名:メルマガ配信希望」として会社名、部署名、氏名、メールアドレスを記載してお申し込みください。



弁護士

新 智博  
(あたらしともひろ)

〈出身大学〉  
大阪大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

# 賃貸住宅の管理業務などの適正管理等に関する法律 (いわゆるサブリース新法)の概要

弁護士 新 智博

## 1 はじめに

令和2年6月19日、「賃貸住宅の管理業務などの適正化に関する法律(以下「本法」といいます。)」が成立しました。本法は、賃貸住宅の管理について、オーナーの高齢化や相続に伴う兼業化の進展、管理内容の高度化等により管理業者に管理を委託するオーナーや、賃貸経営を管理業者にいわば一任できるサブリース方式による管理を行うオーナーが増加し、オーナー、管理業者、入居者とのトラブルが増加したという社会背景から、制定されました。本法は、①サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約(特定賃貸借契約)の適正化に係る措置と②賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設を柱とする法律です。①については、令和2年12月15日に施行され、②については、令和3年6月15日に施行されました。

本稿では、サブリース新法の規制の概要について紹介いたします。

## 2 サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約(特定賃貸借契約)の適正化に係る措置

サブリース方式における管理業務において、オーナーとサブリース業者間のトラブルを未然に防止するために、特定転貸事業者等(サブリース業者等)が不動産オーナーとサブリース目的で締結する賃貸借契約(いわゆるマスターリース契約)の勧誘時や、契約の締結時に一定の規制が導入されました。具体的な規制は下記の通りです。

- (1) 誇大な広告等の禁止(本法28条)
- (2) 不当な勧誘等の禁止(本法29条)
- (3) 賃貸借契約締結前、契約締結時における重要事項の説明書面の交付(本法30条、31条)

また、これらの規制のうち、(1)誇大な広告等の禁止、(2)不当な勧誘等の禁止は、特定転貸事業者(サブリース業者)だけでなく、特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者(勧誘者)にも適用されます。

これらの規制に違反した者には、業務停止(34条)、罰金や懲役の刑事罰(サブリース新法42条2号、43条、44条10号)の厳しい措置がとられます。

## 3 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設

賃貸住宅における良好な住環境の確保をはかるとともに、不良業者を排除し、業界の健全な

発展・育成を図るため、賃貸住宅管理業者の登録制度が創設されました。同制度の概要は下記の通りです。

### (1) 賃貸住宅管理業の登録

委託を受けて賃貸住宅管理業務(賃貸住宅の維持保全、金銭の管理)を行う事業を営もうとする者について、国土交通大臣の登録が義務付けられました(本法3条)。

### (2) 賃貸住宅管理業者の業務における義務付け

#### ア 名義貸しの禁止(本法11条)

賃貸住宅管理業者は、自己の名義をもって、他人に賃貸住宅管理業を営業させることが禁止されています。

#### イ 業務管理者の選任(本法12条)

賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに賃貸住宅管理の知識・経験等を有する者(業務管理者・同条4項)を配置しなければなりません。

#### ウ 管理受託契約締結前の重要事項の説明(本法13条・14条)

賃貸住宅管理業者は、管理受託契約締結前及び契約締結時に具体的な管理業務の内容・実施方法等について書面を交付して説明する必要があります。

#### エ 分別管理(本法16条)

賃貸住宅管理業者は、管理業務にて管理する家賃、敷金等の金銭を整然と管理する方法として国土交通省令で定める方法により、自己の固有財産及び他の管理受託契約に基づく管理業務において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭と分別して管理しなければならないこととされています。

#### オ 委託者への定期報告(本法20条)

賃貸住宅管理業者は、管理受託契約の委託者に対し、業務の実施状況等について、定期的に報告しなければならないこととなっています。

## 4 最後に

以上でご説明したとおり、本法において、賃貸経営を管理業者に事実上一任したり、サブリース業者に一任してサブリース方式で賃貸経営におけるトラブルを事前に回避する目的として、新しい規制が設けられています。不動産業者様におかれましては、同法によって、どのような規制が設けられたかを確認し、同規制に沿った登録手続きや、業務におけるフローの見直しの対応が必要になると考えます。



弁護士

新澤 純  
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 改正高年齢者雇用安定法について

弁護士 新澤 純

### 1 はじめに

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるように、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法、1986年(昭和61年)制定)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されています。

今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。なお、あくまで努力義務を設けるにとどまり、定年の70歳への引き上げを義務付けるものではないという点に留意が必要です。

### 2 改正前の高年齢者雇用安定法の概要

改正前の高年齢者雇用安定法では、60歳まで労働者を雇用していた事業主に対して、次のことが義務付けられていました。

- 1 60歳未満の定年禁止(高齢者雇用安定法8条)

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければならない。

- 2 65歳までの雇用確保措置(高齢者雇用安定法9条1項)

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

- ① 65歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)を導入

### 3 改正後の高年齢者雇用安定法の概要

改正後の高年齢者雇用安定法では、60歳まで労働者を雇用していた事業主に対して、65歳までの雇用確保義務に加えて、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者の就

業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました(高齢者雇用安定法10条の2第1項)。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

①～③については、改正前から義務付けられている内容を含みますので、対象者を限定する基準を設けることなく、①～③のいずれかを導入した事業主は、改正前の高年齢者雇用安定法の65歳までの雇用確保義務も果たしていることになります。これらは、就業先での継続雇用に前提とした制度であるといえます。

④・⑤については、法文上、「創業支援等措置」と呼ばれているもので(高齢者雇用安定法10条の2第2項)、就業先での雇用によらない措置となります。

### 4 改正後の高年齢者雇用安定法の詳細

#### 1 70歳までの定年引き上げ

これは、対象者の年齢が引き上げられた以外は、改正前の高年齢者雇用安定法からは大きく相違ありません。

#### 2 70歳までの継続雇用制度

改正前の高年齢者雇用安定法においては、65歳までの継続雇用制度が最も多く採られた措置となっていました。

今回の改正後の70歳までの継続雇用制度についても、従前と同様に、高齢者の雇用を確保しようとする趣旨に反しない限り、各企業の実

情に応じて柔軟に内容を定めうるものと理解されており、1年契約の更新や、短時間勤務・各日勤務などの雇用形態を含み、継続雇用の間の賃金その他の処遇は企業の労使の協議等に委ねられるものと考えられています。

また、今回の改正法では、従前より規定されていた、当該企業自身による継続雇用、特殊関係事業主(当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係にある事業主として厚生労働省令で定める事業主)による継続雇用(高年齢者雇用安定法9条2項)に加えて、他の事業主による継続雇用も新たに認められることとなりました(高年齢者雇用安定法10条の2第3項)。

### 3 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度(高年齢者雇用安定法10条の2第2項第1号)、70歳まで継続的に事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度(高年齢者雇用安定法10条の2第2項第2号イ～ハ)

これらは、創業支援等措置と呼ばれているものです。おおまかにいえば、従来までの従業員(労働者)ではなく、企業との間で業務委託契約を締結してフリーランスとして働く仕組みのことをいいます。雇用契約ではなく、業務委託契約になるため、従来までの企業の雇用保険や社会保険の被保険者の対象にはならず、業務委託の期間、業務の内容、報酬額について、労使間で十分に協議の上で決定する必要があります。

70歳まで継続的に事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度というのは、業務委託契約を締結するという点は同じですが、契約先が従前勤務していた企業ではなく、「当該企業が自ら実施する社会貢献事業」や「当該企業が自ら委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業」という形で、別になるという点に違いがあります。

これら創業支援等措置の導入に際しては、過半数労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意を得ることが必要とされているほか(高年齢者雇用安定法10条の2第1項但書)、高年齢者就業確保措置に関する計画を作成し(高年齢者雇用安定法10条の3)、当該計画を労働者に周知することが望ましいとされています。

また、計画の作成に際しては、「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」に従い、①業務の内容(契約内容の一方的な決定や不当な契約条件の押し付けになっていないか)、②支払う金銭(不当な減額や支払遅延を行っていないか)、③契約の頻度(業務量や難易度等を考慮し、過大又

は過小になっていないか)、④成果物の納品(不当なやり直しの要求や不当な受領拒否を行っていないか)、⑤契約の変更(労使間で十分な協議を行っているか)、⑥安全・衛生(労働基準法等の労働関係法令が適用されない働き方であるが、委託業務の内容・性格等に応じた適切な配慮を行うことが望ましいこと)、⑦社会貢献事業を実施する団体(事業主が委託、出資等を行うNPO法人等が実施する社会貢献事業に高年齢者が従事する措置を講じる場合には、事業主からNPO法人等に対する個々の援助が、社会貢献事業の円滑な実施に必要なものに該当する必要がある)などに留意する必要があります。

## 5 改正後の高年齢者雇用安定法の留意点

### 1 努力義務であること

改正法による高年齢者就業確保措置は、あくまで、「65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない」という「努力義務」とされているため、導入できていないことをもって直ちに法令違反を問われることはありません。

もっとも、改正法では、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、事業主に対し、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとされているほか(高年齢者雇用安定法10条の3第1項)、指導又は助言をした場合において、状況が改善していないと認めるときは、当該事業者に対し、高年齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告することができる(高年齢者雇用安定法10条の3第2項)とされている点に留意が必要です。

### 2 複数導入も可能であること

高年齢者就業確保措置は、複数導入することも認められています。創業支援等措置のみを導入する場合には、過半数労働組合等の同意が必要となりますが、それ以外の場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとされています。

### 3 その他

なお、高年齢者を、シルバー人材センターへ登録させることや、再就職・ボランティアのマッチングを行う機関へ登録させることなどは、高年齢者の就業先が決まらないため、高年齢者就業確保措置を講じたことにならないという点に留意が必要です。



弁護士(日本・ニューヨーク州)

**金澤 浩志**  
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
ノースウェスタン大学  
ロースクール法修士  
(LLM with honors)

〈経歴〉  
2004年10月  
最高裁判所司法研修所修了(57期)  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2012年5月  
ノースウェスタン大学  
ロースクールLLM卒業

2012年8月～10月  
Barack Ferrazano Kirschbaum  
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務

2012年11月～2013年10月  
Rodyk & Davidson LLP  
(シンガポール)勤務

2013年8月  
ニューヨーク州弁護士登録

2014年1月～2015年12月  
金融庁監督局総務課勤務

〈取扱業務〉  
コーポレート・ガバナンス、  
金融規制・コンプライアンス、  
クロスボーダー取引、  
企業再編・M&A

## コーポレートガバナンス・コードの改訂と市場区分の見直し

弁護士 金澤 浩志

### 1 改訂コーポレートガバナンス・コードの公表

金融庁と東京証券取引所が共同で事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、本年4月6日、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言(「本提言」)を取りまとめました。

本提言を踏まえて、同月7日より、東京証券取引所にてコーポレートガバナンス・コードの改訂案について、金融庁にて「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案について、それぞれパブリックコメント手続が実施され、6月11日に確定しました。本稿では、そのうち改訂コーポレートガバナンス・コードの概要について取り上げます。

### 2 市場区分の見直しと改訂コードの適用関係

コーポレートガバナンス・コードは、東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として位置付けられています。上場会社は、同規程436条の3に基づき、コーポレート・ガバナンス報告書(「CG報告書」)において、コードの各原則について、実施するか、実施しない場合の理由の説明(コンプライ・オア・エクスプレイン)をすることが求められています。

この点、東京証券取引所は、2022年4月4日より、現状の市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ(スタンダードおよびグロス)という5つの市場区分を、スタンダード市場・プライム市場・グロス市場という3つの市場区分に見直しを行うこととなっています。かかる新たな市場区分の下では、スタンダード市場およびプライム市場の上場会社は基本原則・原則・補充原則について、グロス市場の上場会社は基本原則について、コンプライ・オア・エクスプレインすることが求められることとなります。

改訂コードは本年6月11日より施行されており、これによってCG報告書の内容に変更が生じた上場会社においては、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに、変更後のCG報告書を提出することが求められています。

ただし、以下に説明するとおり、改訂コードの

各原則に規定された内容の中には、プライム市場の上場会社のみを対象とするものがありますが、当該内容については、上記の新市場区分への移行時である2022年4月4日より適用されることとなります。

なお、新市場区分の選択手続としては、本年6月30日を移行基準日とした適合判定が行われ、当該判定結果を踏まえて、上場会社において、本年9月1日から12月30日までの選択期間内に新市場区分の選択申請を行うこととされており、その選択結果は2022年1月中旬に公表されることとなる予定です。

### 3 改訂コードのポイント

改訂コードのポイントについて、本提言で示されている基本的な考え方に沿って整理すると、大きく、(1)取締役会の機能発揮、(2)企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保、(3)サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取組み、(4)その他個別の項目に分けられます。

#### (1) 取締役会の機能発揮

改訂コードでは、不連続的な変化に晒されている事業環境下における取締役会における迅速果断な重要意思決定と、実効性の高い監督の重要性を踏まえて、取締役会の機能発揮のために、以下のような改訂が盛り込まれています。

- プライム市場上場会社においては、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきこと。必要と考える場合には、過半数の独立社外取締役を選任すべきこと(原則4-8)
- プライム市場上場会社においては、後継者計画を含む経営陣幹部・取締役の指名および報酬に関する指名委員会・報酬委員会に関して、構成員の過半数を独立社外取締役とし、構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきこと(補充原則4-10①)



- 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定した上で、各取締役のスキル等を一覧化したスキル・マトリクスなどの適切な形で開示すべきこと。その際、独立社外取締役については、他社での経営経験を有する者を含めるべきであること(補充原則4-11①)

上記のように、取締役会の機能発揮のために、独立社外取締役の重要性が一層強調されており、単なる数合わせのお飾りではなく、経営陣に対する牽制として実効的に機能することが求められています。この点に関しては、当事務所ニュース2020年秋号で解説させていただいております<sup>1</sup>、2020年7月31日に経済産業省から公表された「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」も参照してください。

#### (2) 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保

多様性の確保は、従来より、日本企業の大きな課題の一つと言われてきました。本提言においても、コロナ後の不連続な変化の中で新たな成長を実現していくためには、取締役会・経営陣にて多様な視点や価値観を備えることが必要との認識が示されています。そのためには、ジェンダー・国際性・職歴・年齢等の多様性が確保され、そのような中核人材が登用される仕組みが構築されることが重要であるとして、改訂コードで以下のような内容が盛り込まれています。

- 女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と測定可能な自主目標を設定し、その状況を開示すべきこと(補充原則2-4①)
- 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針について、その実施状況とあわせて開示すべきこと(前同)

#### (3) サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取組み

サステナビリティへの取組みについても、近時はニュースで聞かない日は無いというほどにグローバルベースでその重要性が急激に高まっています。

本提言でも、企業においても、サステナビリティを巡る課題への対応が、単にリスクとしてだけでなく収益機会として捉えて、積極的・能動的に取り組んでいくことが必要であるとされており、こうした考え方を踏まえて、改訂コード

で以下のような内容が盛り込まれています。

- 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティの取組みを適切に開示すべきこと。人的資本や知的財産への投資等についても、具体的に情報を開示・提供すべきこと。プライム市場上場会社においては、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を進めるべきこと(補充原則3-1③)
- 自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきこと(補充原則4-2②)

#### (4) その他個別の項目

上記の各点に加えて、その他個別の項目として重要と考えられるのは、以下のような内容です。

- プライム市場上場会社においては、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきこと(補充原則1-2④)
- プライム市場上場会社においては、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきこと(補充原則3-1②)
- 上場子会社における少数株主保護のためのガバナンス体制の向上の観点から、支配株主を有する上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)を選任するか、支配株主と少数株主の利益相反管理のための特別委員会を設置すべきこと(補充原則4-8③)

## 4 改訂コードへの対応

前記のとおり、改訂コードの内容は、全く新しい取り組みを求めるものというよりも、従前から課題と言われてきたポイントについて、企業における取組みを一層推し進めていくことを求めるものが多いといえます。

ただ、いずれの点についても、コロナ禍やデジタルトランスフォーメーションの進展で、企業の経営環境が大きく変化している中で持続的な成長を果たしていくために真剣に取り組むことが必要なものであると考えられます。

各企業においては、改訂コードについて、さらなるガバナンス向上を推進するための好機と前向きに受け止めて、取組みを進めていくべきと思われます。

<sup>1</sup> [https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2020/10/news\\_100.pdf](https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2020/10/news_100.pdf)



弁護士

浦山 周  
(うらやま・ひろし)

<出身大学>  
東京大学法学部  
神戸大学法科大学院

<経歴>  
2008年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新61期)  
2009年1月  
大阪弁護士会登録  
2012年8月  
金融庁監督局証券課課長補佐  
2014年10月  
証券取引等監視委員会事務局  
証券検査官併任  
2015年7月  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

<取扱業務>  
一般企業法務、金融法務、  
保険法務、会社法/金融商品  
取引法、人事/労務、  
事業再生/倒産、家事/相続、  
刑事事件

## 「重要情報シート」について

弁護士 浦山 周

金融庁は、令和3年5月12日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5.【重要な情報の分かりやすい提供】(注4)<sup>1</sup>を踏まえた「重要情報シート」について、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き(以下「手引き」という)<sup>2</sup>を公表した。「重要情報シート」については、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」<sup>3</sup>が「顧客にとって分かりやすく、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるように配慮した「重要情報シート」が積極的に用いられることが望ましい」として、別添として「金融事業者編」と「個別商品編」の2種類のシートのフォーマットを既に公表しているところであり、今般公表された「手引き」は同報告書及びフォーマットを踏まえたものとなっている。

本稿では「重要情報シート」の作成の際の留意点のうち全般的事項(1(1)ア～ウ)について紹介する<sup>4</sup>。

まず、「手引き」は、「ア 「重要情報シート」の作成主体は基本的には金融商品・サービス(以下、「商品」)の販売業者・仲介業者であるが、「商品の組成に携わる事業者が想定する購入層」など項目に応じて組成に携わる事業者と連携しつつ作成する」としている。これは、販売業者・仲介業者に対して、顧客に対する情報提供の前提として正確な情報把握の重要性を強調するものである。この点は、令和3年1月15日に適用が開始された監督指針改正<sup>5</sup>においても強調されていた点であり、例えば「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」<sup>6</sup>では、III-2-3-1(1)①として「金融商品の内容の適切な把握」との項目が新設され、「当該金融商品の特性等に応じ、商品の組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、投資勧誘に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。」との監督上の留意点が明記された。この点は非常に重視されており、「手引き」においても再度強調されたものと考えられる。

次に、具体的な記載方法について、「手引き」は「イ 契約締結前交付書面や目論見書など(以下、「法定書面」)を参照する場合は、該当箇所の頁数を記載する代わりに、該当箇所の項目名を記載することも考えられる」としている。この点に関し、上記報告書では「重要情報シート」には、顧客が金融事業者の取扱商品のラインナップや金融商品・サービスに関する重要な情報を一目で把握して、適切な選択・判断をすることが容易になるよう、金融事業者に関する情報と金融商品・サービスに関する情報を

簡潔に記載することが重要である。」とされている。確かに、「重要情報シート」の情報量が膨大にならないよう配慮することは重要であるが、項目名を記載するだけでは顧客による情報の把握が困難な場合や、リスク情報など選択・判断にとって非常に重要な情報については、項目名の記載だけではなく、商品に応じた具体的な内容を「重要情報シート」に記載するべきであろう。

更に、「重要情報シート」のフォーマットについて、「手引き」は「ウ 金融庁ウェブサイトで公表している「重要情報シート」内に記載された記載内容は一つの例示であり、各金融事業者において、これを参考としつつ、顧客にとって重要な情報を分かりやすく記載することが望まれる」としているが、各業者や商品によってフォーマットが異なる場合には顧客による比較が困難となることから、「該当なし」となる項目についても、商品間の比較を行いやすくするために、項目自体を削除することは可能な限り避けることが望ましい」としている<sup>7</sup>。

「重要情報シート」は、プリンシプルベース・アプローチを採用する「顧客本位の業務運営に関する原則」に関するものである。しかし、同原則を採択している事業者は多数にのぼっており、「重要情報シート」を利用した情報提供の方法が、今後の顧客に対する情報提供のあり方を主導していくものと予想されることから、同原則を採択していない事業者も含めて、今後の業界団体等の取組等をフォローアップしていく必要がある。

- (注4)は、「金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである」としている。
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/01.pdf>
- [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf)
- 「手引き」は、簡潔な内容となっているが、今後の「重要情報シート」の利用状況の進展を踏まえて改訂する予定とされている。
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1.html>
- <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/03.pdf>
- 報告書の脚注1では「金融庁ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoji/kokyakuhoji.html>)で公表している「重要情報シート」は一つのひな形であり、記載項目・質問例及び全体の分量についてはこれを基本としつつ、今後、業界において、商品類型毎に記載項目を微調整することが考えられる。その際、ある商品類型に特有の重要な情報を追記する場合には、新たな特記項目を最後に設けてまとめて記載するか、他の資料を添付するなどして、可能な限り上記ひな形を維持し、他の商品との比較を容易にするという趣旨に配慮することが望ましい。」としている。

# 最近の執筆の報告とマネロン・テロ資金供与対策の今後

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士  
高橋 瑛輝  
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉  
私立洛星高等学校 卒業  
京都大学法学部 卒業  
京都大学法科大学院 修了

〈経歴〉  
2011年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(64期)、弁護士登録(大阪  
弁護士会)  
2016年1月  
金融庁監督局総務課 課長  
補佐(政策課、国際監督室、  
法令等遵守調査室を併任)  
2018年2月  
金融庁検査局総務課 金融  
証券検査官、仮想通貨モニ  
タリングチーム モニタリン  
グ管理官  
2018年5月  
事務所復帰  
2020年4月~  
大阪弁護士会民票委員会  
副委員長  
2020年9月  
公認不正検査士登録

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
金融法務、会社法務、  
家事相続法務、知的財産権

## 1 最近の執筆①~金融法務事情での連載開始

金融庁勤務中の経験から、事務所に復帰して以来、金融機関におけるマネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)に係る態勢整備の支援や相談を受けてきましたが、今般、4月から6回の予定で、金融法務事情において「事例から考える金融機関におけるマネロン対策の道標」と題した連載記事を執筆する機会に恵まれました。

コンセプトは、毎回事例を設定し、それをベースとして基本的な対応の方向性や道筋を検討するというものです。本稿執筆時点では、第1回「多額の海外送金」(2021年4月10日号)、第2回「預金規定による取引制限」(5月10日号)、第3回「外国人顧客の口座管理」(6月10日号)が掲載済みであり、どれも実際によくある相談で、具体的な対応については悩みが尽きないテーマといえます。今後も適切なテーマを選定し、まさに「道標」となるような記事を目指していきたいと考えています。

なお、参考に、各事例を抜粋して掲載いたしますが、それぞれの解説については、ぜひ金融法務事情の各掲載号にてご確認くださいと思います。

### 第1回的事例

近接した時期に2回、多額の海外送金を行った個人顧客が検知されたため調べたところ、預金口座開設と同時に現金200万円を入金し、後日その全額の送金を行っていること、2回目も同様に、現金2000万円を入金した上、後日その全額の送金を行っていることが判明した。口座には、先日、1億円が入金されており、これまでの経緯からすると、近いうちに3回目の海外送金の依頼がなされる可能性がある。

### 第2回的事例

営業店窓口にて、10年以上前に開設され長らく動きのなかった法人口座から現金5000万円の払戻請求があった。当該資金は、直前に個人名で数回に分けて振込入金されていた。対応にあたった行員が、金額からして当日対応ができないこと、改めて払戻し請求をされる際には来店者の本人確認と権限確認およびどのような資金かの説明と資料提出が必要になると伝え、来店者は「自社の預金を下ろすだけで、そこまで説明する必要はないはずだ」などと拒否の態度を示した。後日、当該法人の代表者名で、機械の購入に必要な資金である旨、早急な払戻しに応じない場合は損害賠償請求等の法的措置も辞さない旨の文書が届いたが、いまだ資料は提出されておらず、当該文書に記載された連絡先電話番号は、当該法人の届出電話番号とは異なるものであった。

### 第3回的事例

外国人であると把握している顧客のうち、在留期間の満了が近くなった者に対し、順次、通知書を郵送している。内容は、預金規定に基づき、在留期間を更新した場合にはその旨を届け出ること、届出がない場合には取引を制限する可能性があることを知らせるものである。更新の届出がないまま在留期間が経過した顧客の入出金を制限し始めたところ、「なぜ突然このような制限をかけられるのか」「支店に問い合わせたら犯罪者のような扱いをされた」「外国人差別ではないか」といった苦情が増加しており、外国人支援団体からの改善要望も含まれている。

## 2 最近の執筆②~マネロン対策Q&A第3版上梓

上記連載のほか、5月10日には『金融機関行職員のためのマネー・ローンダリング対策Q&A』の第3版を上梓しました(國吉雅男弁護士及び金澤浩志弁護士との共著)。第3版では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が本年2月19日に改正されたことを反映するなど、最新の情報を盛り込みました。一方で、主な想定読者である営業店職員の皆様に手に取っていただきやすいよう、コンパクトかつ極力平易な記述を維持しております。

## 3 マネロン・テロ資金供与対策の今後

最後に、AML/CFTの今後についてですが、新型コロナウイルスの影響で延期されてきたFATF審査結果の採択が本年6月に済まされ、いよいよ8月頃には公表される見込みです。常々言い続けてきましたが、FATFによる審査結果の公表は決してゴールではなく、被審査国のAML/CFTをより強化するためのスタート地点とされています。審査結果の公表から5年後には再評価が予定されており、それまでに行われるフォローアップ・プロセスにおける取り組みこそ重要です。

審査結果の内容によっては、ガイドラインや法令の更なる改正もあり得ますが、各金融機関としては、限られた時間の中で、迅速に実効性のある態勢整備を進めていかなければなりません。時期に関して言えば、先般、金融庁は、各金融機関に対し、ガイドラインにおける「対応が求められる事項」の全項目に対する態勢整備の完了期限を2024年3月末と定め、要請文を發出するに至っています。これも、フォローアップ・プロセスを意識したものと考えられます。

このように、FATF審査後に向けた動きは既に始まっています。むしろ、今もこれからも、FATF審査「後」というよりは、FATF審査「中」と表現したほうが適切なものかもしれません。

いずれにせよ、ますます対応の高度化が求められる中で「道標」が必要になった際には、ぜひ一度ご相談いただければ幸いです。



## 所有者不明土地にかかる法制度について②

～所有者不明土地関連法の概要～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾  
弁護士 久保 貴裕 弁護士 中嶋 章人

### 1 はじめに

今回は、所有者不明土地関連法の改正の経緯を整理しつつ、同関連法改正要綱案の概要を解説致しました。その後、同要綱案の内容を踏まえた法律案が国会に提出され、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(以下「本件改正法」といいます。)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下「相続土地国庫帰属法」といいます。)が成立し、同月28日に公布されました。両法律の施行期日は、原則として公布後2年以内の政令で定める日(相続登記の申請の義務化関係の改正については公布後3年以内、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日)とされています。

そこで、今号では、今年4月21日に成立した本件改正法(特に民法及び不動産登記法の改正事項)及び相続土地国庫帰属法の改正・新設事項の中で重要なものをピックアップして概要を解説致します。

### 2 本件改正法及び相続土地国庫帰属法の概要

#### 1 改正の方針

本件改正法は、民法や不動産登記法をはじめとする23もの法律の一部を改正するものであり、相続土地国庫帰属法と合わせて、所有者不明土地の増加という社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」を目的として、総合的に民事基本法制の見直しを行うものとなっております。

#### 2 所有者不明土地の発生の予防

##### (1) 相続登記申請の義務化

相続に関する不動産登記情報の更新を図るため、不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権移転登記を申請することが法律上の義務となります(改正不動産登記法76条の2第1項)。そして、正当な理由なく申請を怠った場合には、10万円以下の過料が科せられます(同法164条1項)。

他方で、相続登記申請義務を履行する手段として、相続人申告登記制度が新設されております。これは、相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を登記所に申し出ること、相続登記の申請義務を履行したものみなされる(同法76条の3第1項、2項)というものであり、この制度によって簡易に相続登記をすることが可能となります。

##### (2) 登記名義人の死亡等の事実の公示

(1)と同様の観点から、登記官が、他の公的機関(住基ネットなど)から死亡等の情報を取得し、職権でその旨を示

す符号を表示することが可能となります(同法76条の4)。この制度により、登記情報を確認すれば、登記名義人の死亡の有無を確認することができるようになります。

##### (3) 住所等変更登記申請の義務化

従前の法制度では、住所変更登記は、法律上の義務とされておらず、転居のたびに登記をする煩わしさから、放置されることも多々ありました。このような傾向から、改正不動産登記法では、所有権の登記名義人に対し、氏名、住所等を変更した場合には、その変更があった日から2年以内に変更登記の申請を行うよう義務づけ(改正不動産登記法76条の5)、正当な理由なくこれを怠った場合には、5万円以下の過料が科せられるようになります(同法164条2項)。

また、自然人の住所等の変更登記については、申請人の負担軽減のため、登記官が、他の公的機関(住基ネットなど)から取得した情報に基づき、登記名義人の申請があることを条件として、職権で変更登記を可能とさせる制度も導入されます(同法76条の6)。これによって、転居等に伴う住所等の変更が簡便な手続で登記に反映されることとなります。

法人が登記名義人の場合も、住所等の変更が、簡便な手続で登記に反映されるようになります。具体的には、会社法人等番号(法人登記に記載される会社・法人などの識別番号)が新たに不動産の登記事項として追加される(同法73条の2第1項1号)とともに、法人・商業登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の情報が通知される制度が導入され、登記官は、これらの情報に基づいて、変更の登記をすることが可能となります(同法76条の6)。

##### (4) 外国居住者の連絡先の登記事項化

登記名義人が外国居住者である場合、個人を特定できないことや、連絡が困難であること等の問題がありました。そこで、改正不動産登記法では、所有権の登記名義人が、国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項を新たに登記事項としています(同法73条の2第1項2号)。

##### (5) 土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度

土地が相続により承継される場合、相続人にとってその土地を必要としない場合も多く、当該土地管理に要する負担などから、相続人が管理を放棄するケースが見られます。このように管理を放棄された土地は、将来的に所有者不明土地化する懸念があることから、相続等により取得した土地を手放して国庫に帰属させる制度が新設されました。ただし、あらゆる土地にこの制度が適用されると、国が

多大な管理コストを負担しなければならないことから、同制度は以下のような土地に該当しない場合に限り利用することができます(相続土地国庫帰属法2条3項)。

- (ア) 建物の存する土地
- (イ) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- (ウ) 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
- (エ) 基準を超える特定有害物質により汚染されている土地
- (オ) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

またこの制度を利用するためには、審査手数料の納付が必要となります(同法3条2項)。承認申請を受けた法務大臣は、典型的に、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要すると考えられる土地(崖地、工作物・車両・樹木などの有体物が地上又は地下に存する土地、隣接土地の所有者と争訟可能性のある土地など)でない限り、承認しなければならないとされています(同法5条1項各号)。国庫の帰属について法務大臣の承認が下りた場合には、当該土地の管理に要する標準的な費用を基に算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付する必要があります(同法10条1項)。

### 3 所有者不明土地の利用の円滑化

#### (1) 所有者不明土地・建物の管理制度の創設

現行の民法では、人単位の財産管理制度はあるものの、個別不動産単位の財産管理制度はありません。そのため、財産管理人が不在者等の特定の土地だけでなく、その余の財産も管理する必要がありました。今回の改正では、このような非効率的な財産管理が見直され、新たに不動産単位での財産管理制度を新設されました(改正民法264条の2以下)。

この制度は、裁判所が、所有者不明土地について必要があると認める場合に、利害関係人の請求によって、所有者不明土地管理人による管理を命じることができる(同法264条の2第1項)というものであり、これにより、不動産単位の対処が可能となりますので、所有者不明土地の利活用が促進されることが期待されます。

#### (2) 共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

現行の民法下では、共有物の共有者の中にその素性や所在が不明な者(不明共有者)がいる場合の簡便な対処制度がないために、共有物の利用に関する意思決定が困

難となり、結果的に持分が細分化するなどの問題が生じていました。そこで、改正民法では、共有物の利用円滑化を図る制度を整備しています。

まず、裁判所の関与の下で不明共有者に対して公告等を行うことにより、残りの共有者の同意のみで、共有物の変更行為や管理行為が可能となります(改正民法251条2項、252条2項)。これを利用すれば、所有者不明土地等管理制度(同法264条の2以下)を利用することなく、より簡易に共有物の変更行為や管理行為ができることとなります。

また、共有物分割の方法として、判例上認められてきた、いわゆる全面的価格賠償による分割が明文化されます(同法258条2項2号)。さらに、裁判所の関与の下で不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みが創設されました(同法262条の2)。これにより、共有物分割請求訴訟を提起することなく不明共有者の持分を取得できるようになります。

#### (3) 隣地等の利用・管理の円滑化を図る制度の創設

現行の相隣関係規定には、隣地が所有者不明土地である場合を想定した規定はなく、また、ライフライン整備のための立ち入りを認める規定もないため、隣地が所有者不明土地である場合に、隣地を利用・管理できないといった問題があります。そこで、改正民法では、ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等を他人の土地に設置する権利を明確化し(改正民法213条の2)、隣地所有者不明状態にも対応できるようになりました。

#### (4) 具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限

相続開始から長期間経過した後で遺産分割を行う場合、具体的相続分に関する証拠等が散逸しており共有状態の解消ができないという問題があります。そこで、改正民法では、相続開始から10年経過した場合には、原則として、特別受益や寄与分の規定を排除することとしています(同法904条の3)。これにより、相続開始から10年経過後は具体的相続分において特別受益や寄与分が考慮できないこととなるため、遺産分割長期未了状態の解消に繋がるのが期待されています。

### 4 最後に

次号では、今号で採り上げられなかった改正・新設事項や、実務への影響など、両法律について更に詳しく説明したいと思います。

## 1 はじめに

春号から引き続きコロナ禍での留学の状況をご報告させていただきます。今回はワクチン接種が進んでいる米国の状況を中心にお話させていただきます。

## 2 5月に2回目のワクチン接種を完了

シカゴを含め米国では、米国人か外国人かを問わず、広くワクチン接種が行われています。シカゴがあるイリノイ州では、4月12日からロースクールの学生もワクチン接種を受けることができるようになりました。

大学側もワクチン接種を推奨するようになり、今年の秋入学のLLM生にはワクチン接種を義務付ける方針のようです。

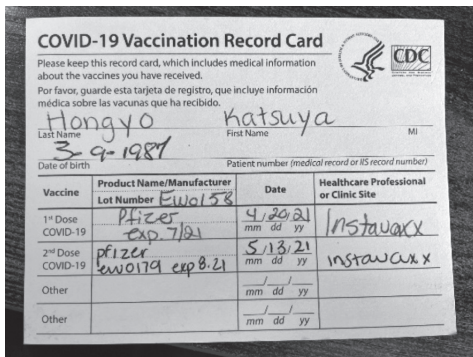
そのため、私もファイザー社製ワクチンを接種することにしました。

米国では、病院に限らず、ドラッグストア、公共の建物など様々な場所で、医師、薬剤師、医療系学生など多数の人材を確保してかなりのスピードでワクチン接種を進めています。そのため、接種の予約をするためのウェブサイトは乱立していますが、探せば予約が空いている場所を見つけることができます。私の場合は、サイトを探し始めた当日に予約を行い、翌日(4月20日)には自宅から電車で30分ほどの場所で1回目のワクチン接種を行うことができました。

ファイザー社製ワクチンの場合は、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を行うこととなりますので、5月13日に2回目の接種を完了しました。

副作用は世の中で言われているように、1回目はインフルエンザワクチンと同様、接種箇所が少し痛くて重く感じるという程度でしたが、2回目は少し重めの副作用を経験しました。具体的には、接種当日は、猛烈な眠気を感じ、当日の夜から寒気と腕と背中筋肉痛のような症状が出ました。症状は人によって熱が出たり、頭痛に苦しんだりと様々ようです。

翌日の夜にはおおかた回復したのですが、今後日本で接種を受けられる場合には、接種当日と翌日は予定を入れないことをお勧めいたします。



## 3 ワクチン接種が進むにつれて観光スポットが再開

前回ご報告しましたように、渡米直後は、シカゴ市内の主要な観光スポットはほぼ閉鎖状態でした。

しかし、コロナワクチンの接種が進んだ5月頃から一気に観光スポットが再開され、街中は活気が戻ってきたように感じます。



店内飲食も解禁されましたので、まずはディープディッシュピザなどシカゴの定番グルメを楽しんでいるところです。まだ、シカゴ市内を十分見て回れてはいませんが、シカゴシティパスという主要な観光スポットを回る事ができるチケットがありますので、美術館や博物館などソーシャルディスタンスを確保できる観光スポットを中心に回ってみたいと考えています。

## 4 コロナ禍での期末試験

4月下旬から5月上旬は春学期の期末試験期間でした。

当然、期末試験も全てオンラインで受験することになります。日本の大学の試験とはかなり異なりますが、試験期間中、受験するタイミングを自分で選択することができます。ネット環境があれば自宅でも大学の図書館でも受験することが可能ですが、基本的にオープンブック方式(手元資料を参照可能)なので、私はすべての科目を自宅で受験することにしました。

また、米国の大学では一般的ですが、盗作(Plagiarism)に関するルールが日本に比べて厳格です。意図的な盗作だけではなく、うっかりルールに違反した場合でもPlagiarismに該当してしまうというのがやっかいなところです。例えば、判例や文献から特定のアイデアを引用してきた場合には、Citation(当該判例や文献を一定の形式的なルールに従って文の後ろか脚注に記載する)を行う必要があります。また、引用の際に自分の言葉で書き換えずにそのまま原文を引用する際には、Quotationに当たるため「”」のマークでその旨を示さなければルール違反になります。どの程度厳格にルール遵守を要求するかは教授によっても異なり、そもそも引用自体不要という教授もいます。試験が終わった今では、試験の点数よりもこのルール違反の指摘を受けないかを専ら心配しています。

試験期間後は、若干の春休みを挟んで5月17日から夏学期が始まります。コロナ禍のために通常授業が開講されない夏学期を無理矢理作り出しているため、通常より期間が短く濃密な夏学期になりそうです。

## 5 終わりに

日本では、まだ医療関係者の接種が完了していない段階と伺っていますが、米国では、ワクチンの普及に伴い、急速に新規感染者数、重症者数、死者数が減少し、それに伴い経済活動も活発化しています。日本でも早期にワクチンが普及することによって、緊急事態宣言などの異常事態から脱してコロナ禍以前の日常を一日も早く取り戻せることを祈っております。



弁護士  
北川 健太郎  
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉  
最高検察庁  
刑事部長・監察指導部長  
大阪高等検察庁  
次席検事・刑事部長  
大阪地方検察庁  
検事正・次席検事・刑事部長  
京都地方検察庁  
特別刑事部長  
神戸地方検察庁  
刑事部長  
那覇地方検察庁  
検事正  
高知地方検察庁  
次席検事  
外務省(出向)  
在中国日本国大使館一等書記官

## 元検察官の弁護士日記

### 裁判員裁判と刺激証拠

弁護士 北川 健太郎  
(オブカウンセル)

平成21年(2009年)5月21日に裁判員裁判がスタートして12年が経過しました。概ね順調に運営されてきたことは、検察の現場で準備段階から制度に深く関わってきた私にとっても感慨深く、これまで裁判員という重い役目を担われた方々に心から感謝いたします。

さて、順調とはいえいろいろ問題はあり、今回の紹介する「刺激証拠」もその一つです。例えば、殺人事件で遺体や現場の写真といった生々しい証拠を採用するか、つまり裁判員に見てもらおうのかという問題です。証拠の採否は、基本的に裁判前に行われる非公開の公判前整理手続で決まる仕組みなのですが、事件によっては、この手続で裁判所と検察官の意見が激しく対立するのです。傍聴人はもちろん、裁判員にも見えないところで起こる問題であり、報道されることも減多にありません。

裁判所のスタンスは、「裁判員に精神的負担を与える証拠は採用しない」というもので、刺激証拠がそのまま法廷に提出されることはほとんどないのが実情です。その背景には、殺人事件の裁判員が証拠である現場の写真を見るなどしたことから急性ストレス障害となり、国家賠償請求訴訟を提起した事件があり、請求は棄却されましたが、以後、刺激証拠に対する裁判所の慎重な姿勢が全国的に一気に広まりました。

再発防止のため、少しでも裁判員の負担を軽くしたいという裁判所の考えは十分理解できます。ですから、検察官も、問題のない事件については、刺激証拠をモノクロ写真にしたりイラストにしたりして対応します。しかし、殺意が争点となっているのに遺体の損傷部位の写真が使えない、犯行態様が争点となっているのに現場の写真が使えないなどということになりますと、全面的な立証責任を負う検察官は大きな困難に直面することになります。多くの裁判所の取扱い、裁判員に対する配慮がときに行き過ぎたものとなっており、刑事裁判本来の目的である真相究明を妨げるリスクになりかねないというのが検察官の共通認識です。検察官は、刺激証拠であっても、立証上必要と考える最小限の範囲では採用するよう強く求めます。

とはいえ、いくら主張しても裁判所から採用しないと言われれば仕方なく、代替手段を模索せざるを得ません。やはり写真のモノクロ化やイラスト化が主たる手段となりますが、争点に応じた格段の工夫が必要となります。殺意が争点の殺人事件で、被告人が被害者の頭・顔を何度も激しく蹴り付けている動画(共犯者が撮影したもの)をコマ送り動画に加工した苦心作もあります(表現は悪いですがパラパラ漫画のようでした)。刺激証拠が採用されない現状では、これらの「代替証拠」をいかに上手に作るかが検察官、そして実際に作業をする検察事務官の腕の見せどころになっています。腕を買われた? 大阪地検の事務官が新聞に取り上げられたこともあるくらいです。とはいえ、代替証拠なら何でもOKというものでもなく、技術の巧みさがあだとなり、イラストがリアル過ぎるとボツにされたケース、白黒写真では現場の血液付着部分が判別できないため血液部分を緑色にしたところ、かえってグロテスクと指摘されたケースなど元々の証拠と遜色のない立証効果を狙うがゆえの苦労は尽きません。

それでも、事実認定や量刑上の問題が生じなければそれも報われるわけですが、やはり多数の事件の中には不満が残る判決も避けられません。先ほどのコマ送り動画の事件では殺意が否定されています。動画そのものが採用されていたら認定できたとはあえて申しませんが。

現在の刺激証拠の取扱いには、別の大きな問題もあります。それは、「写真でもいいから被害のありのままを見て判断してほしい。」という多くの被害者(遺族も含みます。)の切実な願いです。最も分かってほしいと思う被害の証拠が加工されればされるほど、裁判が現実から遠ざかってしまうと感じることは、被害者として当然の心情です。これはシステムに対する信頼性の問題であり、結果として事実認定や量刑が適切であると説明を受けたからといって単純に納得できるものではありません。

デリケートで非常に難しい問題ですが、裁判員裁判が国民から一層の信頼を得るため、法曹三者が協力し、このような問題を克服してゆかなければならないと思います。

## ● 少数株主の総会招集請求制度の概要

弁護士 森本 滋  
(オブカウンセル)  
 (京大名誉教授)

最近、閉鎖的な中小企業だけでなく、上場会社において、少数株主が株主総会の招集請求を行う事例が見受けられます。今回は、公開会社を前提に、少数株主による株主総会の招集請求制度の概要を説明し、次回以降に、招集請求をめぐる具体的法的問題について検討します。なお、定款に別段の定めがないものとします。

### 1 制度の趣旨

取締役が適時適切に株主総会を招集しない場合に、株主に株主総会を招集する機会を与える必要がありますが、濫用にも対処しなければなりません。また、株主総会の招集には多額の費用が必要です。このため、会社法は、総株主の議決権の3%以上の議決権を6か月前から引き続き有する少数株主に取締役に対する総会招集請求権を認め、取締役がこれに応じない場合に、少数株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集することとしています。複数の株主が共同してこの請求権を行使することもできます。振替株式については、個別株主通知制度に留意しなければなりません。

株主が多数の会社において、この少数株主要件を充足することは容易でなく、実務上一般に株主提案権が利用されています。この制度が利用されるのは、取締役が招集する株主総会(定時株主総会)まで待てない緊急の必要がある場合(敵対的買収成功後の役員交代等)のほか、取締役が自己に不利益な株主提案を危惧して株主総会を招集しない場合などでしょう。

### 2 取締役による株主総会の招集

少数株主は、代表取締役に対して、株主総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができます。請求は、内容証明郵便を利用して行われます。株主総会の目的である事項とは議題を意味します。当該議題に係る議案について特に規定されていませんが、議案を示すことはでき、書面投票・電子投票制度採用会社においては、これを示す必要があります。

少数株主の請求に基づいて取締役が招集する株主総会も「取締役が招集する株主総会」であり、公開会社(取締役会設置会社)においては、取締役会が招集を決定し、代表取締役が招集します。招集通知には、少数株主が示した議題を記載・記

録しなければなりません。招集の理由は記載・記録する必要はありません。取締役会決議があれば、少数株主が示した事項以外の事項も議題として招集通知に記載・記録して審議の対象とすることができます。その総会の議長は定款所定の会長または社長が努めます。

### 3 少数株主による株主総会の招集

少数株主の請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合、または、請求の日から8週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合、少数株主は、裁判所の許可を得て株主総会を招集することができます。裁判所の許可の対象は招集請求に示された議題であり、議案が示されていても、それは許可の対象ではありません。裁判所は、申立てが権利濫用であると認めるときは申立てを却下しますが、決議が成立する見込みがないことを理由に却下することはできません。

許可の裁判は非訟事件であり、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の管轄です。取締役の陳述の聴取は求められていませんが、招集を許可する場合は、申立人と会社側を適宜の方法で呼び出して審問期日を開き、会社側の意見を求め、裁判所の勧告等に従い会社側が任意に株主総会を招集する例も多いようです。

裁判所が許可決定をするときは、取締役は同一議題について株主総会を招集することはできません。許可は招集期限(総会開催日)を定めてするのが通例です。取締役が、許可申立て後許可決定前に、株主総会招集手続を開始することがあります(前段末尾参照)。裁判所が招集許可する株主総会が当該総会よりも前に開催される見込みがないときは、招集は許可されません。

裁判所の許可を得た少数株主は、総会招集に必要な会社の書類等を閲覧・謄写し、基準日の設定・公告を行うことができます。総会の日時・場所を決定し、自己名義で招集通知を発送します。株主総会の招集費用は少数株主が負担しますが、決議が成立する等それが会社にとって有益な費用であったときは、合理的な額を会社に求償できると解されています。

少数株主が招集する株主総会においては、当該少数株主が仮議長となって、当該総会の議長を選任します。当該総会の審議対象は裁判所の許可決定に示された(少数株主が求めた)議題に限定されます(ただし、会社法316条2項参照)。

#### ●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒 <small>(新卒)</small>
弁護士 山越 勇輝	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博	弁護士 菊地 悠	弁護士 秋山絵理子 <small>(新卒)</small>	弁護士 宮本 庸弘
弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾
弁護士 中嶋 章人	弁護士 久保 貴裕	弁護士 榎淵 陽	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ)</small>	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一
客員弁護士 八木 良一	カフカニア <small>(オランダ)</small> 弁護士 ルシダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊			